

鶏卵衛生対策事業の 終了について

令和3年3月31日で、家畜保健衛生所の
下記のサルモネラ検査を終了します。

・導入時検査

(初生雛の敷紙の検査、中大雛の輸送時糞便検査)

・定期の環境検査

(巡回時の鶏舎内等のスワブ採取)

当事業は終了しますが、家きんに異常が発生した場合等は、これまで通り家畜保健衛生所で病性鑑定として受け付け、必要に応じて立入検査や精密検査を行います。

また、普段からの衛生対策全般についてもご相談ください。

滋賀県養鶏協会が実施している

**「鶏卵・鶏肉のサルモネラ汚染防衛事業」は
継続されます。**

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1
TEL: 0748-37-7511 FAX: 0748-37-4821
緊急携帯: 090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1
TEL: 0740-22-2145 FAX: 0740-22-6681
緊急携帯: 080-6176-8052